

ご活用  
ください

## 農地等整備工事費補助金制度

農地等の請負による補修工事に対する補助金や、直営による補修工事等への補助金を交付する制度です。（事前着工はできません。）

### 【補助内容一覧】

補助対象事業名	補助対象経費	補助率及び 限度額	採択基準
ほ場整備 (一般タイプ)	農地（田、畠、樹園地等）の区画整理等に要する経費 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の60%以内 (直営施工の場合は70%以内) 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、10a以上とする。 3. 補助対象経費が30万円以上の事業を対象とする。
ほ場整備 (担い手育成タイプ)	農地（田、畠、樹園地等）の区画整理等に要する経費 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の70%以内 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、認定農業者、認定新規就農者又は西海市人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体（担い手）に登載されている者に限る。 2. 受益面積は、10a以上とする。 3. 補助対象経費が30万円以上の事業を対象とする。
農業用ため池	農業用に供するため池の造成及び補修等に要する経費 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の50%以内 (直営施工の場合は70%以内) 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。 3. 受益対象となる農地の範囲は、当該ため池利用する1団地内の農地とする。
農道	農業用に供する道路の新設及び舗装、補修等に要する経費 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の50%以内 (直営施工の場合は70%以内) 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。 3. 受益対象となる農地の範囲は、当該農道を利用する1団地内の農地とする。
用排水路	農業用用排水路（揚水施設含む）の新設及び補修等に要する経費 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の50%以内 (直営施工の場合は70%以内) 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、受益戸数2戸以上の農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 受益面積は、20a以上とする。  3. 受益対象となる農地の範囲は、当該用排水路を利用する1団地内の農地とする。
農地	農地の補修等に要する費用 (直営施工の場合は原材料費及び機械借上料相当額)	事業費の50%以内 (直営施工の場合は70%以内) 補助限度額100万円	1. 補助対象者は、農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体等に限る。 2. 補助対象経費が10万円以上の事業を対象とする。

備考 1. 別に定める基準額（工事に関する諸経費は直接工事費の30%を限度とする。）と見積書を照合し、いずれか低い方の額を補助対象経費として決定する。

2. 対象となる農業者又は農業法人その他農業者が組織する団体とは、農業者の場合は市内に住所を有する者とし、団体の場合は構成員の半数以上が市内在住の者で構成される組織又は市内に支店を有する法人とする。

”詳しくは農林緑推進課へお尋ねください”

問い合わせ先

西海市農林緑推進課農村整備班  
電話37-0070(直通)